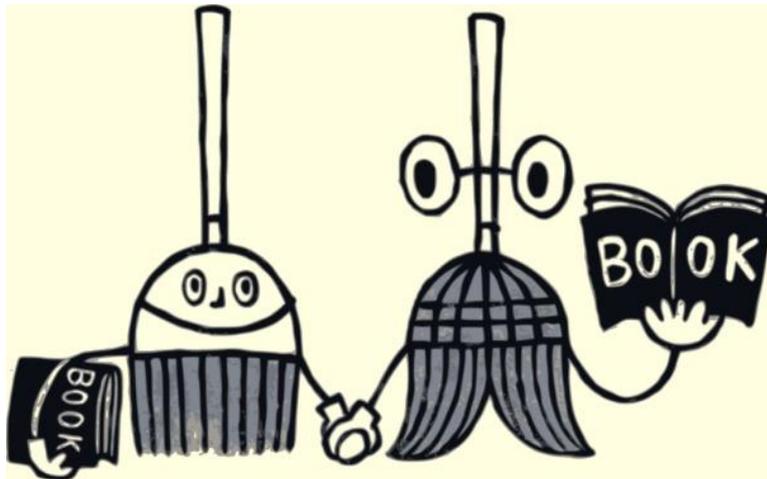


集会室等の利用案内



令和2年4月

ふじみ野市立上福岡図書館

〒356-0017

埼玉県ふじみ野市上野台3-3-1

電話：049-262-3710

FAX：049-262-8151

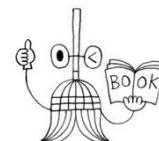
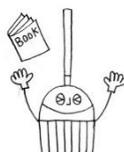
ふじみ野市立大井図書館

〒356-0058

埼玉県ふじみ野市大井中央2-19-5

電話：049-263-1100

FAX：049-263-3091



<https://www.library.fujimino.saitama.jp>

指定管理者：FUJIMINO TRC GROUP

図書館は社会教育のための施設として、市民の皆さんの学習活動を支援するため、上福岡図書館に集会室1・集会室2・視聴覚ホールを、大井図書館に会議室・研修室を設置しています。

図書館の施設を安心、安全にご利用いただくために必ずお読みください。

なお、令和2年4月1日から集会室等の利用には利用料金が必要となります。

(1) 利用の対象

ふじみ野市内に在住・在勤・在学する者が構成員の一員となっている団体、または市内在住・在勤・在学の個人の活動に利用できます。学習会、講習会、展示会、会議などの活動にご活用ください。

※ ただし、営利を目的とする活動、宗教団体の布教活動等には利用できません（私塾、企業等の販売会等）。

(2) 利用時間

1. 開館日の午前9時から午後8時まで。
2. 準備から片付け完了までに必要な時間で利用できます。
3. 開館時間（午前9時から午後8時）内に1時間単位で、両施設合わせて1か月間に、市内団体は16時間まで、個人は8時間まで利用することができます。
4. 休館日

上福岡図書館

◆ 毎月第3月曜日 ◆ 図書館が特別に定める休館日

◆ 12月28日から1月4日まで

大井図書館

◆ 毎月第2月曜日 ◆ 図書館が特別に定める休館日

◆ 12月28日から1月4日まで

(3) 利用申請

1. 上福岡図書館または大井図書館の窓口で、公共施設予約システムの利用者登録をしてください。

※ 初めて利用する団体は、会則、会員名簿、会計報告等を提出してください。

※ すでに他施設をご利用中の場合でも、上福岡図書館または大井図書館での追加手続きが必要です。

※ 年度末に利用更新をさせていただきますので、毎年2月または3月に改めて最新の会員名簿等を提出してください。

2. インターネットまたは専用端末から利用の予約をします。
 予約できるのは、利用したい日の2か月前の日から3日前の日までです。
 ※ 図書館の主催事業、市や教育委員会などの公的な事業がある場合は、2か月前であっても利用できない事もありますのでご了承ください。
3. 予約した後、上福岡図書館または大井図書館の窓口で本申請を行ってください。
 申請時に施設ごとの利用料金を現金でお支払いください。
 本申請ができるのは、予約日の3日前の日までです。
 ※ 利用許可書を受け取り、利用当日の終了時間まで所持してください。
4. 展示コーナーの予約は、上福岡図書館窓口へご相談ください。

(4) 施設の内容

施設名	名称	定員・面積	備品	目的
上福岡図書館	集会室1 * 1	18人 (37.4 m ²)	会議机6、イス18	会議、手芸、絵画、書道等文化創作活動
	集会室2 * 2 * 3	30人 (62.4 m ²)	会議机10、イス30 ハブ、ケーブル	会議、手芸等の創作活動
	視聴覚ホール * 2	117人 (170.1 m ²)	階段式座席のため移動不可 ピアノ、譜面台、マイク	コーラス等音楽、映画会、演劇活動
	展示コーナー	(10 m ²)	展示パネル、ポール	学習成果、啓発事業のパネル展示
大井図書館	会議室 * 3	18人 (36 m ²)	会議机6、イス16 ハブ、ケーブル	会議、手芸、絵画、書道等文化創作活動
	研修室	60人 (105 m ²)	会議机34、イス80	コーラス等音楽、映画会、演劇活動

- * 1 視聴覚ホールを使用するときの控室としても利用できます。
- * 2 床がカーペット敷きのため、墨類や絵の具などは使用できません。
- * 3 有線のインターネット回線が利用できます。
 インターネット接続される場合は、ウイルス対策ソフトの入っているパソコンをご持参ください (ハブ・ケーブルの貸出は可能です)。
 また、パソコンのOSのバージョンやブラウザの制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※上記の施設は、ダンス、舞踊、体操等や飲食を目的とする活動では利用できません。

(5) 利用料金

単位(円)

図書館名	施設名	単位	金額
ふじみ野市立上福岡図書館	集会室 1	1 時間	1 0 0
	集会室 2	1 時間	1 0 0
	視聴覚ホール	1 時間	2 0 0
	展示コーナー	1 日	5 0 0
ふじみ野市立大井図書館	会議室	1 時間	1 0 0
	研修室	1 時間	2 0 0

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額に0.5を乗じて得た額となります。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額に2を乗じて得た額となります。

(6) 利用方法

1. 団体の会員または個人は、利用したい室名と日時を申請してください。
2. 利用当日は、利用許可証を持参のうえ、1階カウンターで鍵一式と利用状況報告書を受け取って開錠し、利用してください。
3. 終了時には室内を確認し施錠を行い、カウンターへ鍵一式を戻してください。その際、記入済みの利用状況報告書を提出してください。
4. 都合でキャンセルする場合は、先に電話でお知らせください。後日、利用許可書をお返しくください。なお、支払い済みの使用料は還付できませんのでご了承ください。

(7) 利用上の注意

1. 使用後は清掃し、次に利用する方が気持ち良く利用できるようにしましょう。使用の際に出たゴミは持ち帰ってください。
2. 駐車場は限られていますので、自転車等の来館にご協力ください。
3. 設備、備品の操作・使用については職員の指示に従ってください。
4. 建物、設備、備品の破損などの場合は事務室に届出てください。修理に要する費用を負担していただく場合があります。

(8) 利用の制限など

図書館の性格上、館内で次の行為は禁止されています。

1. 喫煙・飲食
 2. 体操（ダンス、ヨーガ、気功、幼児のリズム遊びを含む）
 3. 他の部屋に聞こえるような音の楽器類の持ち込みは禁止いたします。くわしくは職員にご相談ください。
 4. 他の部屋から備品の移動や、許可を得ていない備品の使用。
 5. 壁面や備品に直接釘や画鋏を打ち込んだり、テープ等を止めつけたりすること。また、施設、備品を破損するおそれのある使い方。
 6. 他の利用者の迷惑になることや危険なこと。
 7. その他
 - ◆ 絵の具や墨など床を汚すおそれのある物を使用する場合は、上福岡図書館集会室1または大井図書館会議室を使用してください。
 - ◆ 上福岡図書館集会室1・2、大井図書館会議室では会合に伴う軽飲食もできます。ただし、飲食を目的とした会合はご遠慮ください。なお、使用後の清掃も忘れずをお願いします。
 - ◆ コーラス練習や発表会など通常の会合より大きな音の出る活動は、上福岡図書館視聴覚ホールを使用してください。他の部屋に音漏れがあった場合は使用を中止していただくこともあります。
- ※ 職員の指示が守れない場合や、故意に備品・設備等を破損、汚損した場合は利用を中止していただくこともあります。また、破損、汚損の状況によっては現状復帰（弁償）していただくこともありますのでご注意ください。